

第 1 7 2 号  
平成 2 8 年 4 月 1 8 日

各介護保険施設管理者 }  
各居宅サービス事業所等管理者 } 様

石川県健康福祉部長寿社会課長  
( 公 印 省 略 )

災害により被災した要介護（支援）高齢者の介護保険施設等の利用について

平成 2 8 年 4 月 1 4 日に熊本県で発生した地震について、被災した要介護（支援）高齢者の避難対策及び介護サービスの円滑な提供を柔軟に対応いただいているところと承知しております。

貴施設・事業所におかれましては、被災した要介護（支援）高齢者のサービスの提供について下記のとおり取り扱うようお願いします。

#### 記

・介護保険施設等の定員超過については、災害等による定員超過利用が認められています。詳細については、石川県長寿社会課ホームページ「災害により被災した要介護高齢者等への対応について」（平成 28 年 4 月 15 日付事務連絡）をご参照ください。

・要支援高齢者を介護保険施設で受け入れる場合には、介護予防短期入所生活介護や介護予防短期入所療養介護を利用することが可能ですので、これまで同様に活用ください。

・災害により被災した要介護（支援）高齢者を受入した際は、別紙「災害により被災した要介護（支援）高齢者の受入報告」を貴施設・事業所所在の市町に提出してください。

○石川県長寿社会課ホームページ  
「災害により被災した要介護高齢者等への対応について」  
<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/ansin/saigai.html>

( 事 務 担 当 )  
石川県長寿社会課  
施設サービスグループ  
在宅サービスグループ  
TEL:076-225-1417  
FAX:076-225-1418